

児童三手当と 公費医療費支給制度

児童手当

児童三手当（児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当）の支給、公費医療費支給制度（ひとり親家庭等医療、乳幼児・子ども医療、重度障害者医療）の助成を受けるには、支給要件や所得などに一定の条件があります。

児童三手当は、認定請求をした日の属する月の翌月から支給し、公費医療費支給制度は、申請した月の該当した日から助成します。

*児童三手当で、「平成27年度現況届」が未提出の人は、早めに提出を

児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな育ちを、社会全体で応援する制度です。中学3年生まで（15歳に達する日以降最初の3月末まで）の子どもを養育している人に、年3回（6、10、2月）前月分までの手当を支給します。

*公務員は、勤務先から支給されます

特別児童扶養手当

精神か体に障がいのある20歳未満の児童に対し、福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。

対象児童を養育している人に、年3回（4、8、11月）、前月分（11月は当月分）までの手当を支給します。

重度障害者医療費支給制度

精神か体に重度の障がいのある小学生以上の人に、医療費を助成します。

*一部自己負担あり
*問い合わせ先
子ども家庭課
☎(36) 1151

ひとり親家庭等医療費支給制度

父母の離婚や死亡、父母の障がいなどで、ひとり親になった場合、18歳に達する日以降最初の3月末（法で定める一定の障がいがある

かそれに準じた家庭などになった場合、18歳に達する日以降最初の3月末までの間の児童と、養育している人に医療費を助成します。

*一部自己負担あり

乳幼児・子ども医療費支給制度

15歳に達する日以降最初の3月末までの間の乳幼児・子どもに、医療費を助成します。

*中学生は入院のみ。3歳になつた翌月から一部自己負担あり

市の公用車で 青色防犯 パトロールを強化

市では、安全・安心なまちづくりの一環として、職員が公用車で市内を走行するときに「青色防犯パトロール」を実施しています。



青色回転灯を装備した公用車

…… 青色防犯パトロールとは ……

青色の回転灯を装備した自動車（青パト）で実施する防犯パトロールのことです。青色回転灯は遠くからも目立つので、犯罪抑止効果が期待できます。

…… 青パト車両を増やします ……

公用車の青パト車両登録を積極的に進めていきます。今回6台青パトを追加し、合計11台に。今後、さらに増やしていきます。

■問い合わせ先
地域安全課 ☎(36)5050



市から

都市計画案の縦覧

田熊地区地区計画の変更（市決定）

概要 総合医療施設機能としての土地利用の、さらなる充実を図るため、地区整備計画を変更するもの

縦覧期間 2月3日（水）

縦覧期間 2月3日（水）

他の健康保険に加入した場合 市国保の保険証は使えません

市国保から被用者保険や他市町村の国民健康保険に切り替わるとき、新しい保険証が手元に届くまでに時間がかかる場合があります。このような場合でも、市国保の保険証が使えるのは、「新しい保険証が手元に届くまで」ではなく、「新しい健康保険の資格取得日の前日まで」です。国保の脱退手続きを速やかにしてください。

*市の特定健康診査を受けられるのも、新しい健康保険の資格取得日の前日までです。保険の切り替え予定がある人は、事前に健康課に相談を

市国保の資格喪失後に 保険証を使った場合は注意を

- 【医療機関を受診した場合】
 - 速やかに、その医療機関へ連絡し、健康保険が変更になったことを伝えてください
 - 市国保喪失後の受診分が医療機関から市に請求された場合、後日、市国保から返還請求があります。医療費の7～9割を返還してもらうこととなりますので、速やかに支払いをお願いします
- 【特定健診を受けた場合】
 - 届出は後日でも、健診日以前にさかのぼって国保の資格がなくなった場合は、受診済み健診費用の全額返還請求があります
 - 問い合わせ先
 - ▽健康保険について＝国保医療課 ☎(36)1363
 - ▽特定健診について＝健康課 ☎(36)1187

■問い合わせ先
都市計画課
☎(36) 1484

2月13日（土）は一部の時間帯で自動交付機の使用ができません

市役所に設置している自動交付機は、2月13日（土）午前8時30分～同10時は、機器保守点検作業のため利用できません。みなさんの理解と協力をお願いいたします。

■問い合わせ先
市民課市民係 ☎(36) 1126
市民課市民係 ☎(36) 1126
▼窓口
▼窓口
▼意見書の様式例は縦覧場
所で見入可

- 行政書士による無料相談会 -

日時：2/14（日）、3/13（日）、4/10（日）9:00～12:00

会場：自由ヶ丘コミセン カルチャールーム B

遺言作成、相続手続、各種許認可、法人設立、農地転用、その他なんでもご相談下さい。

※ お時間の都合がつかない場合も御連絡くだされば柔軟に対応させていただきます。

事務局 TEL 0940-33-7799
携帯 090-9796-4184
〒811-4163 宗像市自由ヶ丘9-5-2

行政書士
本田 勝利
梅崎 元



住まいの事でお困りの際は 何でもお気軽にご相談下さい！

建物解体

相談・見積
無料

eデザイン(株)
宗像市東郷3丁目6番2号
☎ 36-5187

リサイクルセンター
宗像市石丸字羽廣148番2
☎ 35-3522

http://edesign-inc.jp

E-mail info@edesign-inc.jp